

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	審査結果
25 年－ 10 (25. 5.28)	福祉保健	<p>子ども・子育て支援新制度の導入に関する意見書の提出について</p> <p>▶理由</p> <p>2012 年 8 月、子ども・子育て支援法など子ども・子育て関連三法が成立した。国は 2015 年 4 月からの本格施行に向けて「子ども・子育て会議」を設置し、詳細内容の論議を始めた。この新しい制度については、「認定」の時間区分、給付資格、多様な施設や事業に対する基準、公定価格（保育単価）など、肝心の論議はこれから協議・決定されるという制度設計自体が不十分な上に、新制度について当事者である保護者や保育関係者にはほとんど知らされておらず、自治体関係者からも不安や疑問の声が多く出されている。</p> <p>国は時間が無いからと「会議」の検討結果を一方的に、事業の実施主体である自治体に押し付けるような進め方は認められるものではない。今多くの国民が求めているのは、全体像が明らかにされていない新制度の拙速な導入ではなく、幼い子どもの命にかかわる制度の変更については、子どもの権利保障の観点から十分に配慮した上で検討を進めることである。</p> <p>これまでの保育制度は、国と自治体の公的責任による「保育所」で、「子どもの生活に最低必要な施設・設備・人的配置の基準」を設け、そのために必要な施設運営に対する「公費による財政保障」を柱にして、「保育に欠ける」子どもをつくらないことをめざして実施されてきた。</p> <p>今回、法改定論議の中で、「児童福祉法第 24 条第 1 項」で「保育所」における「市町村の保育実施責任」が明記されたことは重要な意味があり、評価できるが、第 2 項では、市町村が責任を持たない様々に基準が異なる「直接契約方式」の施設等ができ、政府はこれによって大都市部の「待機児童問題」や過疎地における保育の課題解決を図るとしている。</p> <p>しかしそれを理由に、保育環境に最低限必要な基準をさらに緩和しようとする動きがあるが、保育所以外の施設・事業にお</p>	鳥取の保育を考える会 会長 石井 由加利 (東伯郡湯梨浜町泊 711)	

		<p>いても、保育所と同様に格差のない基準と市町村責任の保障が不可欠である。</p> <p>については、今後の「子ども・子育て会議」等の中で、子どもの権利保障を最重要課題においた十分な検討と、国の財政措置が図られるよう、国に対して意見書を提出されるよう陳情する。</p> <p>▶陳情趣旨</p> <p>国に対して「子ども・子育て支援新制度の導入に関する意見書」を提出すること。</p>		
--	--	--	--	--